

(地 226) (健Ⅱ224)

令和 2 年 7 月 22 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

「地域外来・検査センター」における「新型コロナウイルス感染症医療機関等
情報支援システム (G-MIS)」を用いた受診者数等の報告について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より各都道府県等衛生主管部
(局)宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、各地域外来・検査センター管理者宛に、
本システムを用いた受診者数等の報告を依頼する事務連絡が発出されました。

「帰国者・接触外来等」の受診数については、別紙1の令和2年6月26日付厚生労働省新
型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「「帰国者・接触者外来等」受診者数等の
報告依頼について」の通り、7月1日以降「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援
システム」(以下「G-MIS」と呼称)による報告とするように依頼されています。

本事務連絡は、「地域外来・検査センター」については、当面の間、従来通り各都道府
県でとりまとめて厚生労働省に報告されていましたが、今後は、G-MISへの登録・入力へ
移行されるよう、改めて地域外来・検査センター等へ依頼するものです。

そのため、都道府県に対しては、厚生労働省へ設置未報告の地域外来・検査センターに
ついて報告すること、「地域外来・検査センター」に対しては、厚生労働省・内閣官房IT
総合戦略室医療機関調査事務局(以下、「G-MIS 事務局」と呼称)より、IDと初期パスワ
ードについて郵送されること、IDが届いたら「窓口調査シート」の内容につきWebフォー
ムまたはFAXを送付することで登録が完了し、報告ができること等を示しています。

つきましては、貴会におかれましては、本件についてご了知いただくとともに、貴会管
下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知につきご高配を賜りますようよろしくお
願い申し上げます。

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「地域外来・検査センター」における「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を用いた受診者数等の報告について

「帰国者・接触者外来等」の受診者数等については、各都道府県でとりまとめて厚生労働省に報告をいただいていたが、「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について（令和2年6月25日付け事務連絡）において、医療機関及び都道府県・保健所等の負担軽減及び、継続的、一元的な情報把握のため、「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者外来」と同様の機能を有すると都道府県等が認めた医療機関については、7月1日の報告より「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」という。）を用いた調査に統一する旨お知らせしたところです。

その際、「地域外来・検査センター」については、G-MISへの登録率が約3割であったことから、当面の間は、従来どおり都道府県経由の調査を継続することとしましたが、今後、G-MISにおける調査で従来の都道府県経由の調査と同程度に受診者数等の把握ができると判断できた時点で、G-MISを用いた調査に統一する予定です。

都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）におかれては、下記事項を参考に、別添の「地域外来・検査センター」宛の依頼文書を配布するなど、各センターに対してG-MISへの登録・入力を改めて依頼するとともに、各センターからの報告内容について、誤りや報告漏れ等がないか確認し、正確な報告がなされるよう促していただきますようお願いいたします。

なお、「地域外来・検査センター」を含む帰国者・接触者外来等を設置する医療機関のうち、G-MISを用いて報告のあったものの都道府県別の割合について、今後公表予定であることを申し添えます。

記

1. 「地域外来・検査センター」の設置報告について

各都道府県においては、「地域外来・検査センター」を設置した際には厚生労働省に報告いただいているところですが、既に設置済みの「地域外来・検査センター」であって、厚生労働省に設置報告をしていないものがある場合は、都道府県において保健所設置市・特別区分もとりまとめのうえ速やかに設置報告をお願いします。また、今後新規に設置した場合も、設置後速やかに報告をお願いします。

なお、これまで「帰国者・接触者外来」であった医療機関等に対し「地域外来・検査センター」として新たに運営委託を行った場合も、同様に報告をお願いします。

2. 「地域外来・検査センター」の G-MIS への登録支援について

都道府県から「地域外来・検査センター」の設置報告後、厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局（以下、「G-MIS 事務局」という。）において ID を付与し、当該施設に対し、順次、ID 及び初期パスワードを郵送しています。

また、都道府県等には、G-MIS の閲覧権限について、都道府県には4月8日より、保健所設置市及び特別区には6月24日より付与しているところです。

つきましては、各都道府県等において、感染症担当部局・医療担当部局及び G-MIS の閲覧権限を持つ部局間で十分連携のうえ、管内の「地域外来・検査センター」について、G-MIS への登録状況を確認し、登録がなされていない施設に対しては、当該施設の調査報告担当者に対し、G-MIS 事務局までご連絡いただくようご案内をお願いします。G-MIS 事務局において ID の発行状況を確認後、必要に応じて ID を再度郵送いたします。ID が届いた後に、窓口調査シートの内容について WEB フォームに入力する、又はシートに記入し FAX を送付いただくことで登録完了となり、受診者数等の報告が可能となります。

3. 「地域外来・検査センター」における受診者数等の報告について

G-MIS に登録し受診者数等を入力している施設については、G-MIS への入力をもって報告完了となります。都道府県等において G-MIS を閲覧し、受診者数等の入力を確認できた施設のデータについては、都道府県におけるとりまとめは不要です。ただし、各施設において入力された内容について、明らかな誤りや不整合を発見した場合には、当該施設にデータの確認及び修正の依頼をお願いします。また、G-MIS に登録完了しているものの受診者数等の報告がなされていない施設に対しては、速やかな入力を促すようお願いします。

なお、G-MIS への登録が未完了の施設、もしくは登録済みであるが入力がなされていない施設の受診者数等については、従来どおり、都道府県においてとりまとめの上、メールによる厚生労働省への報告をお願いします。

4. 照会先

- ① 事務連絡全般について
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療班
電話：03-5253-1111（内線 8085、8188）

- ② 窓口登録、入力方法等について
厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室 医療機関調査事務局
電話：03-5846-8233(土日祝日を除く平日 9 時～17 時)

以上

<別添>

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 1 7 日

各地域外来・検査センター管理者 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「地域外来・検査センター」における「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）」を用いた受診者数等の報告について

各医療機関等におかれましては、このたびの新型コロナウイルス感染症対策への多大なるご協力、ご支援をいただき誠に感謝致します。

今般、厚生労働省及び内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和 2 年 3 月 26 日付け健感発 0326 第 3 号、医政地発 0326 第 1 号、閣副第 325 号）に基づいて、各医療機関における新型コロナウイルス感染疑い患者の外来受診状況、入院病床の状況、人工呼吸器等の保有状況、稼働状況及び、マスク等の医療物資の在庫状況等を、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム」（以下「G-MIS」という。）を通じて、各医療機関に対して直接調査を行っております。

「地域外来・検査センター」の受診者数等については、現在、各都道府県でとりまとめて厚生労働省に報告をいただいているところですが、医療機関及び都道府県等の負担軽減、及び一元的な情報管理と継続的な受診者数等の経緯把握等のため、G-MIS を用いた把握への移行を進めているところあり、今後、G-MIS における調査で従来の都道府県経由の調査と同程度に受診者数等の把握ができると判断できた時点で、G-MIS を用いた調査に統一する予定です。

つきましては、下記の事項等を参考に、G-MIS への登録・入力について改めてお願いいたします。

記

1. 「地域外来・検査センター」の G-MIS への登録について

「地域外来・検査センター」を設置した際は、都道府県から厚生労働省に設置報告をいただいています。報告のあった施設には厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室医療機関調査事務局（以下、「G-MIS 事務局」という。）において ID を付与し、当該施設に対し、順次、ID 及び初期パスワードを郵送しています。

ID 等が届いたら、同封された窓口調査シートの内容について Web フォームに入力する、又はシートに記入し FAX 送付いただくことで登録完了となり、受診者数等の報告が可能となりますので、速やかに手続きをお願いします。

「地域外来・検査センター」であるにもかかわらず、ID 等が届いていない場合は、G-MIS 事務局までお問い合わせください。ID の発行状況を確認後、必要に応じて ID を再度郵送いたします。

なお、既に「帰国者・接触者外来」として G-MIS に登録している施設について、「地域外来・検査センター」として契約変更した場合は、施設側での手続きは不要です。以前と同じ ID を用いて引き続き G-MIS を利用してください。

2. 「地域外来・検査センター」における受診者数等の報告について

現在、「地域外来・検査センター」においては、受診者数等については、毎日管轄の都道府県等に報告いただいているところですが、G-MIS に登録し受診者数等を入力している施設については、G-MIS への入力をもって報告完了としますので、施設から別途都道府県等への報告は不要です。

なお、G-MIS への登録が完了するまでの間は、これまで同様の方法で都道府県に対し受診者数等の報告をお願いします。

3. G-MIS への入力内容の確認及び修正等について

都道府県等においては、G-MIS の閲覧権限を活用し、各施設における受診者数等の報告内容の確認をしております。報告がなされていない、又は報告内容に明らかな誤りや不整合を来しているデータを発見した場合には、都道府県等から照会がある可能性がありますので、事実関係の確認及び必要に応じてデータの修正についてご協力をお願いします。

4. 照会先

① 事務連絡全般について

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療班

電話：03-5253-1111（内線 8085、8188）

② 窓口登録、入力方法等について

厚生労働省・内閣官房 IT 総合戦略室 医療機関調査事務局（G-MIS 事務局）

電話：03-5846-8233(土日祝日を除く平日 9 時～17 時)

以上



各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

「帰国者・接触者外来等」受診者数等の報告依頼について

「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等及び「帰国者・接触者相談センター」の設置状況、相談件数等については、「帰国者・接触者外来」受診者数等の報告依頼について（令和 2 年 6 月 3 日付け事務連絡）に基づき、報告を行っていただいているところですが、「帰国者・接触者外来」の設置状況、受診者数等の報告につきまして、下記のとおりとしますので、各都道府県におかれては、令和 2 年 6 月 27 日以降は下記の内容の受診者数等についてご報告いただくようお願いいたします（前回からの変更点に下線を引いております）。また、保健所設置市及び特別区におかれては、下記の内容についてご了知いただくとともに、都道府県の報告にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、御報告いただいた内容（今まで御報告いただいたものを含め）については、「帰国者・接触者外来」等の名称を除き、今後、公表の取扱いとすることを申し添えます。

記

1. 「帰国者・接触者外来等」について

(1) 「帰国者・接触者外来等」の設置状況及び「地域外来・検査センター」の設置状況の詳細

①報告内容 「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者外来」と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関等（※1）又は「地域外来・検査センター（※2）」（以下「帰国者・接触者外来等」）の名称、郵便番号、住所、電話番号、二次医療圏名、二次医療圏コード、設置日、保険適用に伴う都道府県等との委託契約締結日及び委託内容（※3）

※1 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日健感発 0304 第 5 号。令和 2 年 6 月 25 日最終改正。）に基づき感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。

以下「感染症法」という。)第19条又は第20条に基づき入院患者が入院している医療機関及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関として感染症法第15条に基づく調査(PCR検査に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。)に関する委託契約を締結した医療機関(ただし帰国者・接触者外来又は地域外来・検査センターである場合は除く)。

※2 「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」(令和2年4月15日付け事務連絡)

※3 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(一部改正)」(令和2年6月25日健感発0625第6号)に基づき、当該医療機関がPCR検査(唾液)又は抗原検査(唾液)を行うとして委託を受けているのか、PCR検査(喀痰、鼻咽頭拭い液等の唾液以外の検体)又は抗原検査(鼻咽頭拭い液)を実施する場合として委託を受けているのか。

「地域外来・検査センター」に関しては、運営主体、実施方式、実施内容、検査の位置づけ、1日当たりの検査可能数、実施曜日、実施時間

②報告時期 「帰国者・接触者外来」等を設置し、又は設置した際に報告した内容に変更があった際に、その都度報告

(2)「帰国者・接触者外来等」の受診者数等

別添1で報告をお願いしていた「帰国者・接触者外来等受診者状況調査」については、「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者外来」と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関については、「新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)」における調査で、同程度の状況の把握ができるようになったため、7月1日からの報告はG-MISに統一し、本調査は廃止します。そのため、6月30日までの報告については別添1で報告をお願いいたします。7月1日分以降は各都道府県で取りまとめて報告していただく必要はありません。

ただし、「地域外来・検査センター」については、G-MISへの入力十分ではないため、引き続き別添1に基づき調査をお願いいたします。

各都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、引き続き管内の医療機関(帰国者・接触者外来等も含む)、特に地域外来・検査センターに対してG-MISによる報告を促すようお願いいたします。地域外来・検査センターについても、G-MISで同程度の状況の把握ができるようになった時点で本調査を廃止します。

①報告内容 1日分の「帰国者・接触者外来等」の受診者数等(7月1日以降は地域外来・検査センターのみの受診者数等)

- ・「新型コロナウイルス抗原検出用キット(迅速診断キット)実施人数」を「抗原定性検査実施人数」とし、「抗原定量検査実施人数」を追加する。また、「抗原定量検査実施人数」の内訳として検体の種類である「鼻咽頭拭い液」及び「唾液」と、それぞれの内訳として「陽性者数」及び「保険適用の検査の実施人数」を追加する。

②報告時期 翌日14時まで

③報告様式 別添1

2. 「帰国者・接触者相談センター」について

(1) 「帰国者・接触者相談センター」の設置状況

- ①報告内容 「帰国者・接触者相談センター」の設置場所（業務委託している場合は業務委託先）、24時間対応の有無、電話回線数及び専用回線の有無、対応時間
- ②報告時期 「帰国者・接触者相談センター」を設置し、又は設置した際に報告した内容に変更があった際に、その都度報告

(2) 「帰国者・接触者相談センター」の相談件数等

- ①報告内容 1日分の「帰国者・接触者相談センター及び業務委託している場合は業務委託先」の相談件数等

※ 「帰国者・接触者相談センター」の相談対応件数は、一般的な相談等の対応件数を含めた「帰国者・接触者相談センター」に相談等のあった全ての相談対応件数と、そのうち一般的な相談等の対応件数を除いた何らかの身体的症状を有する者及びその家族又は新型コロナウイルス感染者との接触が疑われる者等からの相談といった相談対応件数の両方を計上すること。

【一般的な相談等の事例】

- ・ 新型コロナウイルス感染症にはどうやって感染しますか。
- ・ 感染を予防するために注意することはありますか。また、どのように対応すればよいですか。
- ・ 身体的症状はなく不安なため検査をしてもらいたいので、検査可能な医療機関を紹介してもらいたい。

- ②報告時期 翌日14時まで

- ③報告様式 別添2

3. 留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の実績等もまとめて報告すること。
- 報告時のメールのタイトルは以下のとおりとすること。（北海道の例）
 - 1 (1) 「【01 北海道〇月〇日】外来設置状況」
 - 1 (2) 「【01 北海道〇月〇日】外来受診者数」
 - 2 (1) 「【01 北海道〇月〇日】センター設置状況」
 - 2 (2) 「【01 北海道〇月〇日】センター相談件数」
- 各都道府県等においては、PCR検査及び抗原検査の検査実施数及び陽性者数を各自治体のホームページを用いて公表すること。

4. 提出先

「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療提供体制班」 宛
メールアドレス corona-iryoku@mhlw.go.jp

以上